

「患者満足度・職員やりがい度 活用支援プログラム」 実施規約
新旧対照表

2018 年度 改定版	(現行)
<p>第 1 条 (総則)</p> <p>この実施規約は (以下、本規約という。) は、日本医療機能評価機構 (以下、評価機構という。) が実施する、「患者満足度・職員やりがい度 活用支援プログラム」(以下、本プログラムという。) の実施にあたり必要事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 (総則)</p> <p>この実施規約は (以下、本規約という。) は、日本医療機能評価機構 (以下、評価機構という。) が実施する、「患者満足度・職員やりがい度 活用支援プログラム」(以下、本プログラムという。) の実施に向けて必要事項を定めるものとする。</p>
<p>第 2 条 (プログラムの目的)</p> <p>本プログラムは、「医療機能評価を通じて、患者が安心して医療を享受でき、職員が働きやすく、地域に信頼される病院づくりに貢献する。」という目的に資するべく、「患者満足度・職員満足度」の調査・集計・分析を通じた病院等の質改善活動を支援することを目的とする。</p>	<p>第 2 条 (プログラムの目的)</p> <p>本プログラムは、「医療機能評価を通じて、患者が安心して医療を享受でき、職員が働きやすく、地域に信頼される病院づくりに貢献する。」という目的に資するべく、「患者満足度・職員満足度」の調査・集計・分析を通じた病院等の質改善活動を支援することを目的とする。</p>
<p>第 3 条 (対象)</p> <p>本プログラムは、日本全国の病院を対象とする。</p>	<p>第 3 条 (対象)</p> <p>本プログラムは、日本全国の医療機関を対象とする。</p>
<p>第 4 条 (期間)</p> <p>本プログラムの実施は、年度 (4 月 1 日～翌 3 月 31 日) を単位とする。</p>	<p>第 4 条 (期間)</p> <p>本プログラムの実施は、年度 (4 月 1 日～翌 3 月 31 日) を単位とする。</p>
<p>第 5 条 (参加方法)</p> <p>病院は、本規約に同意し、同意書 (様式 1) を評価機構に提出することにより、本プログラムに参加することができる。</p>	<p>第 5 条 (参加方法)</p> <p>医療機関は、本規約に同意し、同意書 (様式 1) を評価機構に提出することにより、本プログラムに参加することができる。</p>
<p>第 6 条 (参加費)</p> <p>本プログラムに参加する病院(以下、参加病院という。) は、<u>参加費として年間 12 万円 (税別) を評価機構の指定する口座に支払う。ただし、評価機構が実施する病院機能評価の認定を取得し</u></p>	<p>第 6 条 (参加費)</p> <p>本プログラムに参加する医療機関 (以下、参加病院という。) は、以下の各号の参加費を評価機構の指定する口座に支払う。</p> <p>(1) 評価機構が実施する病院機能評価の認定を</p>

2018年度 改定版	(現行)
<p><u>ている病院、および病院機能評価の受審申し込み済み病院の場合は年間8万円(税別)とする。</u></p>	<p>取得している病院、および病院機能評価の受審申し込み済み病院の場合 年間8万円(税別) (2) 評価機構が実施する病院機能評価の認定を取得していない病院の場合 年間12万円(税別)</p>
<p>7条(内容) 本プログラムにおいては、評価機構は、参加病院に対し、以下を実施する。</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) (変更なし)</p>	<p>第7条(内容) 本プログラムにおいては、評価機構は、参加病院に対し、以下を実施する。</p> <p>(1) 参加病院の利用者や従業員等に対して、インターネット上で実施できるアンケート調査・集計検索システム(以下、システムという。)の提供</p> <p>(2) 評価機構があらかじめ指定する期間に、参加病院が(1)のシステムを用いて収集したデータ(評価機構があらかじめ指定するベンチマーク対象項目のデータに限る)を他の参加病院の収集したデータと比較した結果(以下、ベンチマークデータという。)の提供</p> <p>(3) 「患者満足度・職員やりがい度活用支援セミナー」の開催。なお、参加病院は当該セミナーに各回1病院につき2名まで参加費を支払うことなく参加できるものとする。</p> <p>(4) その他、評価機構が開催するセミナー等の案内</p>
<p>第8条(システム) 前条(1)に示すシステムは、株式会社ケアレビュー(以下、ケアレビューという。)が開発・運用している「満足度調査支援システム」<u>(以下、システムという。)</u>を利用して、以下のとおり提供・運用するものとする。</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p>	<p>第8条(システム) 前条(1)に示すシステムは、株式会社ケアレビュー(以下、ケアレビューという。)が開発・運用している「満足度調査支援システム」を利用して、以下のとおり提供・運用するものとする。</p> <p>(1) 評価機構は、参加病院に対して、システムのID・パスワードを付与する。</p> <p>(2) システムの利用期間はID・パスワードを付与した日から当該年度末日までとする。</p> <p>(3) システムのデータ保持期間は、各データの登</p>

2018年度 改定版	(現行)
	録日から2年後の同月末日までとする（例：2018年4月中に登録したデータは2020年5月1日に自動的に削除される）。ただし、当該病院が退会した場合、禁止事項に抵触する事象が認められた場合、天災および不慮の事故等による場合はこの限りではない。
<p>第9条（調査データの使用）</p> <p>(1) 評価機構は、<u>参加病院からシステムに登録された参加病院のデータをプログラムに関する資料等の作成および医療の質向上への目的に非独占的に利用することができる。</u></p> <p>(2) <u>システムに登録された参加病院のデータおよび評価機構で作成した二次データ(データ)は評価機構に帰属する。</u></p> <p>(3) 参加病院は、前項の目的のため、当該病院のデータが他の参加病院のベンチマークにあたって<u>指標として</u>利用されることをあらかじめ承諾する。</p> <p>(4) <u>評価機構は、当該病院の許諾を得ることなく個人や個別の病院を特定できる形でデータを公開しない。</u></p> <p>(5) 参加病院は、自己の責任においてデータを利用するものとし、データに基づいて行った活動により被った損害に関連して、評価機構は一切責任を負わない。ただし、データの誤りの原因について評価機構に故意または重過失があった場合には、この限りではない。</p> <p>(6) 参加病院は、ベンチマークデータを当該病院の学会発表等、外部に公表する場合、<u>あらかじめ評価機構の承諾を得る必要がある。</u></p>	<p>第9条（調査データの使用）</p> <p>(1) 評価機構は、本プログラムに関する資料等の作成および医療の質向上への適正な目的のために、本システムを利用して収集したデータおよび本システムを用いて作成した加工データ（以下、データという。）を使用できるものとする。なお、評価機構は、当該病院の許諾を得ることなく個人や個別の病院を特定できるデータを公開しない。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 参加病院は、前項の目的のため、当該病院のデータが他の参加病院のベンチマークデータで指標として利用されることをあらかじめ承諾する。</p> <p>(3) 評価機構は、ベンチマークデータ上で当該病院が特定できるよう開示する。</p> <p>(4) 参加病院は、自己の責任においてデータを利用するものとし、データに基づいて行った活動により被った損害に関連して、評価機構は一切責任を負わないものとする。ただし、データの誤りの原因について評価機構に故意または重過失があった場合には、この限りではない。</p> <p>(5) 参加病院は、ベンチマークデータを当該病院の学会発表等外部に公表する場合、出典として本プログラム名を明記する。</p>

2018年度 改定版	(現行)
<p>第10条 (評価機構への協力)</p> <p>本プログラムの目的に鑑み、参加病院は、本プログラムの履行について評価機構が実施するアンケート調査に回答し、改善点を確知した場合は評価機構に通知する。なお、参加病院は、原則として患者満足度調査と職員やりがい度調査の両方を実施するよう努める。</p>	<p>第10条 (評価機構への協力)</p> <p>本プログラムの目的に鑑み、参加病院は、本プログラムの履行について評価機構が実施するアンケート調査に回答し、改善点を確知した場合は評価機構に通知する。なお、参加病院は、原則として患者満足度調査と職員満足度調査の両方を実施するよう努める。</p>
<p>第11条 (退会、更新、および届出事項の変更)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) 法人名・病院名の変更、移転等による承諾書記載内容に変更があった場合、および担当者が変更になった場合、参加病院は変更届(様式3)により速やかに評価機構へ届け出るものとする。</p>	<p>第11条 (退会、更新、および届出事項の変更)</p> <p>(1) 退会を希望する参加病院は、評価機構に退会届(様式2)を用いてその旨を申し出ることとする。</p> <p>(2) 参加病院から退会の申し出があった場合、評価機構は、書面を受領した翌月の末日をもって当該病院のIDを削除し、システム上の当該病院のデータを破棄する。ただし、退会申し出の翌月末日までに評価機構が作成した資料に当該病院のデータが含まれる場合、記載内容は変更しない。</p> <p>(3) 参加病院から毎年2月末日までに書面による退会の申し出がない場合は自動継続とみなす。</p> <p>(4) 法人名・病院名の変更、移転等による承諾書記載内容に変更があった場合、および担当者が変更になった場合、参加病院は所定の方法により速やかに評価機構へ届け出るものとする。</p>
<p>第12条 (禁止事項)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(1) 参加病院以外と第三者がシステムまたは本プログラムで提供する内容を共同して使用する</p>	<p>第12条 (禁止事項)</p> <p>評価機構は参加病院に対し、以下の行為を禁止する。以下の各号のいずれかにあたる利用が明らかになった場合、評価機構は、当該参加病院に対し、本システムの利用を停止、または中止できるものとする。これにより参加病院および第三者に損害が生じた場合であっても、理由の如何を問わず評価機構は一切の責任を負わない。</p> <p>(1) 参加病院以外と第三者がシステムまたは本プログラムで提供する内容を共同して使用する</p>

2018年度 改定版	(現行)
<p>行為</p> <p>(2) 事前に評価機構の承諾を得ることなく、システムを含む本プログラムで提供する内容を、営利・非営利を問わず使用する行為</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) (変更なし)</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>(6) (変更なし)</p> <p>(7) (変更なし)</p> <p>(8) (変更なし)</p> <p>(9) その他、評価機構が本プログラムの運営上不適当と判断する行為</p>	<p>行為</p> <p>(2) 事前に評価機構の承諾を得ることなく、システムを含む本プログラムで提供する内容を、営利・非営利を問わず使用する行為</p> <p>(3) 本システムの全部または一部を、自ら複製・改変し、もしくは第三者をして複製・改変させる行為およびこの複製物・派生物を第三者に使用させる行為</p> <p>(4) 本システムの情報通信システムの利用に支障を及ぼす、または及ぼすおそれのある行為</p> <p>(5) 誹謗・中傷行為、脅迫行為</p> <p>(6) 第三者に対して不利益を与える行為</p> <p>(7) 第三者のプライバシーまたは個人情報を侵害する行為</p> <p>(8) 法令に違反する行為、もしくは違反のおそれのある行為または公序良俗に反する行為</p> <p>(9) その他、評価機構が本プログラムの運営上不適当と判断する行為</p>
<p>第13条 (免責事項)</p> <p>(1) 評価機構は、本プログラムおよび参加病院がプログラムを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性の他いかなる保証も行なうものではない。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p><u>(4) 参加病院が自院のデータを本プログラム以外に利用した結果生じたトラブル、損害等について、評価機構は一切の責任を負わない。</u></p>	<p>第13条 (免責事項)</p> <p>(1) 評価機構は、本プログラムおよび参加病院が本プログラムを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性の他いかなる保証も行なうものではない。</p> <p>(2) 参加病院が登録した情報に誤りがあった場合、また、その後の変更に関して、第11条(4)の定めるところによる届出がなかった場合、それらに起因して発生した参加病院の損害について、評価機構は一切責任を負わない。</p> <p>(3) 評価機構は、参加病院の本プログラム参加に起因するソフトウェア、ハードウェア上の事故、通信環境の障害、参加病院と第三者の間において生じたトラブル、その他の事故等によって生じた一切の損害について責任を負わない。</p> <p>(新規)</p>

2018年度 改定版	(現行)
<p>第14条（個人情報の取扱い） （変更なし）</p>	<p>第14条（個人情報の取扱い） 評価機構は、参加病院から取得した問合せに関する情報、E-mail アドレス等の個人情報を、評価機構の個人情報保護方針（別紙、評価機構の個人情報の取り扱いについて）に基づき適正に管理する。</p>
<p><u>第15条（規約の改定）</u> <u>評価機構は、本規約を改定する場合、参加病院に対し事前に変更箇所を通知する。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>第16条（その他） 評価機構と参加病院は、本規約に定めのない事項又は本規約について疑義を生じた事項については、誠意をもって協議するものとする。</p>	<p>第15条（その他） 評価機構と参加病院は、本規約に定めのない事項又は本規約について疑義を生じた事項については、誠意をもって協議するものとする。</p>
<p>附則 本規約は2018年4月1日から施行する。 <u>2018年8月1日 一部改定</u></p>	<p>附則 本規約は2018年4月1日から施行する。</p>